

判例にみる

遺言解釈のポイント

—趣旨が不明確、多義的、不記載・誤記、実態との相違、抵触など—

編著 赤西 芳文 (弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)

新日本法規

第2章 財産に関する記載が争われたもの

1 不明確・多義的な記載

【28】 「青桐の木より南方地所はXニXニ譲ル」という記載が特定土地の遺贈の趣旨であるとされた事例

(東京地判平3・9・13判時1426・105)

事実関係

昭和32年	Aの二男がAの所有土地(8)(9)(本件土地)上に建物を建築して転居した。
昭和33年	Aも地続きの(10)土地上に建物(本件建物)を建築して転居した。
昭和41年	Aは土地を何筆も購入していたが、妻が死亡し、長男X及び二男にその一部を贈与した。その際、本件土地を分筆登記した。
昭和54年1～3月	Aが入院した。 退院後は本件建物で一人で居住していた。
昭和54年5月23日	Aが死亡した。相続人は長男X及び二男である。なお、二男はその後死亡し、その相続人らが本訴の被告Yらとなった。
昭和57年1月	Xの申立てにより家裁がAの遺言書(本件遺言)の検認をした。 その内容は、「青桐の木より南方地所はXニXニ譲ル」というもので、日付の記載は「昭和五拾四拾年一月参拾壹日」とされていた。
備考	Xは他の相続人に対し、主位的に遺贈を、予備的に死因贈与を原因として4筆の土地が本件遺言に記載された土地に該当するとして所有権移転登記手続を求めた。これに対し、Yらは、本件遺言は土地の特

定を欠くなどから無効であるとして本件遺言の無効確認を求めた。

争点	本件遺言の記載により対象土地の特定が可能か
----	-----------------------

Xは、本件遺言文言により遺贈対象土地は特定できると主張した。

Yらは、同文言の表現では土地の範囲を示すものとしては無意味であると主張した。

裁判所の判断

従前のAの意向や土地の現況、占有状況等によれば、対象土地を特定することができる。

(判決の要旨)

- 1 遺言書を解釈するに当たっては、単にその記載のみから形式的に解釈するのではなく、作成当時の事情、遺言者の置かれていた状況などを考慮して、その真意を探究してその趣旨を確定すべきである。
- 2 Aは、従来、長男と二男に財産を均等に残そうと考えていた。
- 3 Aは、本件建物内の生活のプライバシーを考慮して土地上に金網付きのフェンスを設置したが、その後も土地の利用状況に変化がなかった。
- 4 青桐の木は地番の境界に植えられているのではなく、土地の特定は地番によるのではなく、現実に存在するものをもってされるべきである。
- 5 本件においては、金網付きフェンス等の存在や土地の占有状況を考慮すれば、対象土地は別紙（省略）のとおり特定される。

コメント

本件は、遺言文言のみでは、遺贈対象財産である土地の特定が明確でない事案である。その場合には、遺言書作成当時、遺言者の置かれていた状況や、当時の事情等を考慮して、遺言者の真意を合理的に推認すべきであるとされている（最判昭58・3・18裁判集民138・277）。本件においても、裁判所は、そのような見地に立ち、非常に丹念に被相続人の従来の意向、当該土地の状況、青桐の植えられている状況、土地の利用状況等を認定して、遺贈対象土地を特定したものであり、参考となる。なお、そこで認定されている事実関係は、いずれも主観的なものではなく、客観的に認定できる事象であることが注意されるべきである。また、本件では、日付についても有効性に争いがあったが、裁判所は誤記であることが明らかであり、特定の年月日の記載があると認定したものであり、異論はないであろう。

<参考判例>

○遺言解釈に当たっては、遺言書の意味を尊重して、合理的にその趣旨を解釈すべきであるが、可能な限りこれを有効となるように解釈することがその意思に沿うものであり、そのためには、遺言書の文言を前提にしながらも、遺言者が遺言書作成に至った経緯及びその置かれた状況等を考慮することも許されるとされた事例（最判平5・1・19家月45・5・50）

【51】 「駐車場に使用中の場所を相続するものとする」との遺言の対象が駐輪場として使用されていた土地を含むと解された事例（東京地判令2・9・18（令元(ワ)26556））

事実関係

昭和32年4月4日	Aは、東京都足立区〇番〇土地について所有権移転登記を経た。
昭和61年3月	Aは、上記土地の仮換地として甲・乙土地を指定された。 Aは甲土地上に共同住宅（以下「本件共同住宅」という。）を建築し、登記を経た。 本件共同住宅は、甲土地の南側に建っていた。
平成5年	甲土地北側は、平成5年頃から本件共同住宅の居住者の駐車場として使用されるようになった。 Y ₃ は、Aから甲土地北側部分のうち、乙土地に隣接する部分に自動車一台分の土地を賃借し、自家用車の駐車場として使用するようになった（以下「Y ₃ 使用部分」という。）。
平成5年8月	Y ₃ はAから賃借した乙土地上に建物を建築した。
平成6年11月	Y ₃ は、Y ₃ 使用部分を自宅で経営する学習塾の生徒のための駐輪場として使用するようになった。
平成13年5月16日	Aは、換地処分により甲乙土地の所有権を取得した。
平成16年9月16日	Aは自筆証書遺言（以下「本件遺言書」ないし「本件遺言」という。）を作成した。 その内容は「遺言者Aは次の通り遺言する 足立区〇〇a丁目7番 一、Xの土地である左の物件を相続させる 1、Y ₃ 家の西隣りの駐車場に使用中の場所を相続するものとする」（以下「本件遺言文言」という。）というものである。

平成16年9月26日	Aは自筆証書遺言を作成した。その内容は、以下のとおりである。 ①「遺言者Aは次の通り遺言する 足立区〇〇a丁目七番 一. bマンション十二室 右物件はBの相続するものとする」 ②「遺言者Aは次の通り遺言する 足立区△△c丁目二の二〇 一. 長女Y ₂ に土地・建物の左記物件を相続させる 1. 土地三十八坪 2. 建物三十二坪 右権利の通りY ₂ の相続物件とする 図面と現況が相違するときは現況を優先する」
平成16年9月26日以降の不明日	Aは日付欄空欄の自筆証書遺言(以下「甲4の遺言書」という。)を作成した。その内容は、「Y ₃ 家の西隣りの駐車場30坪 Xの相続とする。」等というものである。
平成25年4月26日	Aが死亡した。 相続人は、妻B、長女Y ₂ 、二女Y ₃ 、長男Y ₁ 、三女Xである。
平成30年11月19日	Bが死亡した。その相続人はX及びYら4名である。

争点	本件遺言文言の「駐車場に使用中の場所」が駐輪場として使用されている土地を含むと解釈できるか
----	---

Xは、「Y₃家の西隣りの駐車場に使用中の場所」の西側は他人所有土地との境界により、東側は乙土地との境界により、北側は公道との境界により定められる、南側は、本件共同住宅の建物外壁から50センチの距離を保っており(民法234条)、Aの意思に沿うものである、「駐車場に使用中の場所」は甲4の遺言書において30坪とされており、現状に合致する、同土地が駐輪場として使用されていることは、駐輪場を駐車場として捉えることが一般的であることから、Xの主張を妨げるものではない等と主張した。

Y₃は、本件遺言文言の「Y₃家の西隣りの駐車場に使用中の場所」は、所在地番、地積等の記載がなく、不特定であって無効である、甲4の遺言書は日付の記載を欠き無効であるから、これをもって本件遺言文言を補完することはできない、X主張部分は、下水管等のライフライン設置場所及び駐輪場として使用されており、客観的に駐車場ではない等と主張した。

裁判所の判断

「Y₃家の西隣りの駐車場に使用中の場所」は平成16年当時、駐車場として使用されており、Xの主張は合理的である。甲4の遺言書記載の30坪との認識とも整合的である。

Yら主張によれば、土地面積が齟齬するし、平成16年当時、Y₃が使用する駐輪場部分と自動車駐車場部分との間は白線及びカラーコーンにより隔てられていたにすぎず、駐輪場として使用されていた土地を含むことは上記の解釈を妨げない。

(判決の要旨)

- 1 遺言の解釈においては、遺言者の真意を合理的に探究し、できる限り適法有効なものとして解釈すべきである（最判昭30・5・10民集9・6・657、最判昭58・3・18裁判集民138・277参照）。
- 2 本件遺言文言の「Y₃家の西隣りの駐車場に使用中の場所」についてのX主張部分は、Y₃所有建物（及びその敷地である7番4の土地）の西側に隣接しており、本件遺言書が作成された平成16年当時、駐車場として使用されていたものであるから、同主張は、同土地の位置関係及び使用状況に照らして自然かつ合理的である。
- 3 甲4の遺言書は本件遺言書より後にAにより作成されたものと認

められるところ、甲4の遺言書に記載されている「Y₃家の西隣りの駐車場」とは、本件遺言書に記載されている「Y₃家の西隣りの駐車場に使用中の場所」と同じ場所を意味するものと解され、Aは、当該場所の面積を30坪（約99㎡）と認識していたと考えられる。そして、X主張土地部分の面積は93.19㎡であり、Aが、「Y₃家の西隣りの駐車場に使用中の場所」の面積を30坪と認識していたことと整合的である。

- 4 そして、本件遺言書には、Xに相続させる土地の範囲が具体的に記載されていないところ、X主張土地部分の北側、東側及び西側の境界線は公図上の筆界線であり、南側の境界線は本件共同住宅の北側外壁から北に一定程度（50cm）離れた一直線であって、Aが、これらの境界線をもってXに相続させる土地の範囲を画する趣旨であったと考えて何ら不自然ではない。
- 5 以上によれば、本件遺言書に記載された「足立区〇〇a丁目七番」の「Y₃家の西隣りの駐車場に使用中の場所」はX主張土地部分を示すとの解釈は自然かつ合理的である。
- 6 Y₃は、本件遺言書が作成された平成16年当時、Y₃使用部分を駐輪場として使用していたものであるが、自転車も車両の一種であり、駐輪場を「自転車駐車場」などと呼称する場合もあることに加え、平成5年にY₃がAからY₃使用部分を賃借した当初は、同人においても上記部分を自動車駐車場として使用しており、平成6年11月以降、上記部分を駐輪場として使用するに当たり、地表に白線で駐輪枠が表示された以外、土地自体に特段の改変が加えられた形跡はなく、平成16年当時、Y₃が使用する駐輪場部分と自動車駐車場部分との間は、地表に引かれた白線及びカラーコーンで隔てられていたにすぎないことからすると、Y₃使用部分が駐輪場として使用されていたことから、直ちに上記部分は本件遺言書の対象に含まれないものと解することはできない。

第4章 遺産の分割方法に関する記載が争われたもの

1 分割方法が不明確な記載

- 【57】 「Xに遺贈する」「〇〇の不動産は、材木店経営中は一応其儘して」「X死亡後は、Y₁、Y₂、……に2、2、……の割合で権利分割所有す。但し、右の者らが死亡したときは、その相続人が権利を継承す」などの遺言文言が、Xに対する負担付遺贈、X死亡を停止条件とするYらに対する所有権移転の趣旨などと解する余地があるとされた事例 (最判昭58・3・18裁判集民138・277)

事実関係

昭和49年3月7日	Aは合資会社材木店を経営していたところ、自筆証書遺言（本件遺言）を作成した。その内容の概要は以下に記載のとおりである。
昭和51年12月24日	Aが死亡した。
備考	妻Xは、本件不動産の遺贈を原因として所有権移転登記を経由した。Yらは本件遺言の趣旨を争うなどと、抹消登記手続を求めた。

（本件遺言の記載内容）

遺産中の特定の土地及びその地上の倉庫（本件不動産）について、「X（妻）に遺贈する。」「本件不動産は、材木店経営中は一応其儘して」「X死亡後は、Y₁、Y₂、Y₃、Y₄、Y₅、Y₆、Y₇、Y₈に2、2、2、3、3、3、3、2の割合で権利分割所有す。但し、右の者らが死亡したときは、その相続人が権利を継承す」などというものである。

争点	本件遺言文言は遺贈等の趣旨として有効か
----	---------------------

Xは、本件遺言により本件不動産の遺贈を受けたと主張した。

Yらは、本件遺言は、Xの死亡を停止条件としてYらに本件不動産を遺贈する趣旨であると主張し、予備的に、本件遺言は不明確であり無効であると主張した。

原審（福岡高判昭55・6・26（昭54（ネ）973））は、本件遺言は「後継ぎ遺贈」といわれるものであり、第一次受益者（X）の受ける遺贈利益の内容、第一次受益者、第二次受益者（Yら）、第三者の法律関係が明確でなく、複雑な紛争を生ぜしめる恐れがあるから、遺言の効力を生じないが、Xに対する遺贈は有効であるなどと判示した。

裁判所の判断

本件遺言書の他の条項等を考慮すれば、本件遺言文言は、Xに対する負担付遺贈、X死亡を停止条件とするYらに対する所有権移転の趣旨、Xに使用収益権を付与し、Yらに対する不確定期限付き遺贈をしたと解する余地もあるから、更に審理を尽くさせるために原審に差し戻す。

（判決の要旨）

- 1 遺言の解釈にあたっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探究すべきものであり、遺言書が多数の条項からなる場合にそのうちの特定の条項を解釈するにあたって、単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離して抽出しその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の全記載

との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探究し当該条項の趣旨を確定すべきものであると解するのが相当である。

しかるに、原審は、本件遺言書の中から第一次遺贈及び第二次遺贈の各条項のみを抽出して、「後継ぎ遺贈」という類型にあてはめ、本件遺贈の趣旨を解釈するにすぎない。

- 2 本件遺言は、①第一次遺贈の条項の前に、Aが経営してきた合資会社のAなきあとの経営に関する条項、Xに対する生活保障に関する条項及びYらに対する本件不動産以外の財産の遺贈に関する条項などが記載されていること、②ついで、本件不動産は右会社の経営中は置場として必要であるから一応そのままにして、と記載されたうえ、第二次遺贈の条項が記載されていること、③続いて、本件不動産は換金でき難いため、右会社に賃貸しその収入を第二次遺贈の条項記載の割合でYらその他が取得するものとする旨記載されていること、④更に、形見分けのことが記載されたあとに、Xが一括して遺贈を受けたことにした方が租税の負担が著しく軽くなる場合には、Xが全部（又は一部）を相続したことにし、その後前記の割合で分割するというにしても差し支えない旨記載されていることが明らかである。
- 3 右遺言書の記載によれば、Aの真意とするところは、第一次遺贈の条項はXに対する単純遺贈であって、第二次遺贈の条項はAの単なる希望を述べたにすぎないと解する余地もないではないが、本件遺言書によるXに対する遺贈につき遺贈の目的の一部である本件不動産の所有権をYらに対して移転すべき債務をXに負担させた負担付遺贈であると解するか、また、Yらに対しては、X死亡時に本件不動産の所有権がXに存するときには、その時点において本件不動

産の所有権がYらに移転するとの趣旨の遺贈であると解するか、更には、Xは遺贈された本件不動産の処分を禁止され実質上は本件不動産に対する使用収益権を付与されたにすぎず、Yらに対するXの死亡を不確定期限とする遺贈であると解するか、の各余地も十分にありうるのである。原審としては、本件遺言書の全記載、本件遺言書作成当時の事情なども考慮して、本件遺贈の趣旨を明らかにすべきであったといわなければならない。

- 4 原審認定の事実のみに基づき原審が判示するような解釈のもとに、Xに対する遺贈は通常のものであり、Yらに対する遺贈はAの単なる希望を述べたものにすぎないものである旨判断した原判決には、遺贈に関する法令の解釈適用を誤った違法があるか、又は審理不尽の違法があるものといわざるをえず、原判決は破棄を免れない。そして、右の点について更に審理を尽くす必要があるから、本件を原審に差し戻すのが相当である。

コメント

本件の判旨は、遺言解釈についての規範的な指針として、その後、多くの裁判例に引用されるに至っている。遺言文言をできるだけ有効なものとして解釈することの要請もあるところ、そのためには、当該遺言文言条項のみでは明確でない場合は、他の条項との関係を総合的に考慮し、さらに、遺言当時の遺言者の置かれていた状況などを考慮して解釈することが相当であり、判旨はこれを明示したものとして重要な判例であるといえる。もっとも、このことは、遺言解釈に特有のものとはいえず、他の契約条項の解釈に当たっても同様であることに留意される必要がある（最判昭51・7・19裁判集民118・291、最判平19・6・11判タ1250・76参照）。

本件遺言は多数の条項から成っており、被相続人死亡後の材木店の経営に関する条項、妻であるXの生活に関する条項、本件不動産以外の財産の遺贈に関する条項などがあり、遺言者は死後の材木店経営を念頭において、XやYらの生活をも考えて総合的見地から遺言を作成したのであり、本件遺言文言を解釈するに当たっても、そのような事情を総合考慮する必要がある、そうすれば、当該遺言文言の趣旨が特定される可能性があるとしたものである。

<参考判例>

- 「○○に後を継がすことはできないから離縁をしたい」との文言及び「後相続はAにさせるつもりなり」「一切の財産はAにゆずる」との文言の趣旨が争われたが、裁判所は、意思表示の内容は当事者の真意を合理的に探究し、できる限り適法有効なものとして解釈すべきであり、前者は相続人廃除の趣旨であり、後者は遺贈の趣旨として解釈され不明確とはいえないとされた事例（最判昭30・5・10民集9・6・657）
- オートバイの輸出に関する協定書の解釈が争われた事案で、法律行為の解釈に当たっては、当事者の目的、当該法律行為をするに至った事情、慣習及び取引の通年などを斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすべきであるとされた事例（最判昭51・7・19裁判集民118・291）
- 遺言解釈に当たっては、遺言書の意味を尊重して、合理的にその趣旨を解釈すべきであるが、可能な限りこれを有効となるように解釈することがその意思に沿うものであり、そのためには、遺言書の文言を前提にしながらも、遺言者が遺言書作成に至った経緯及びその置かれた状況等を考慮することも許されるとされた事例（最判平5・1・19家月45・5・50）
- フランチャイズ契約の条項（売上商品原価）の解釈が争われた事案で、契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべきであるとされた事例（最判平19・6・11判タ1250・76）



新日本法規